

## 広島県告示第二百十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十九年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

八木三丁目三十七地区

### 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

都市・区	町村	字	地番	標柱番号
八木市 安佐南区	八木町	小原	六〇四五番五九	標柱一号
八木三丁目			六〇四五番二一	標柱二号、三号、四号、五号、六号、七号、八号及び九号
八木三丁目			六〇四五番二	標柱二号、三号、四号、五号、六号、七号、八号及び九号
八木三丁目			六〇四五番三	標柱二号、三号、四号、五号、六号、七号、八号及び九号
八木三丁目			六〇四五番四	標柱二号、三号、四号、五号、六号、七号、八号及び九号
八木三丁目			六〇四五番一	標柱二号、三号、四号、五号、六号、七号、八号及び九号
八木三丁目			六〇四五番八	標柱二号、三号、四号、五号、六号、七号、八号及び九号
八木三丁目			六〇四五番九	標柱二号、三号、四号、五号、六号、七号、八号及び九号
八木三丁目			六〇四五番三三	標柱二号、三号、四号、五号、六号、七号、八号及び九号
八木三丁目			六〇四五番二二	標柱二号、三号、四号、五号、六号、七号、八号及び九号
八木三丁目			標柱一一号	標柱二号、三号、四号、五号、六号、七号、八号及び九号

### 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

沼北小学校地区

### 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

						都市・区
					小坂町	町村
		本谷				字
三五三五番	三五六六番二	八九三番一	八九二番一	三五〇九番地先道路敷	三五一一番四	地番
標柱六号	標柱五号	標柱四号	標柱三号	標柱二号	標柱一号	標柱番号